

平成 28 年

第 3 回市議会定例会 報告第 8 号

函館市国民保護計画の変更の報告について

函館市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項により別紙のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

（根拠規定）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項



## 函館市国民保護計画 変更の概要

### 変更の理由

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、函館市は平成19年3月に策定している。

その後、平成26年5月9日付で国の基本指針変更、それに基づく平成26年11月14日付で北海道の計画変更などを踏まえ、函館市国民保護計画の変更を行うものである。

### 主な変更内容

変更理由	変更内容	ページ数
国の基本指針の変更	○国との通信体制として緊急情報ネットワークシステム(Em-net:EMネット)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用を追加	P.19
	○武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定新設のため、当協議会との連携を追加	P.39
	○大規模集客施設等における施設滞在者等の避難に関する規定の追加	P.50
	○安否情報システムの利用に関する規定の新設	P.61
	○安否情報システムの利用に伴う北海道への報告方法の変更	P.62
	○核攻撃等の場合における避難住民等のスクリーニングおよび除染等の必要な措置などについて追加	P.72
北海道国民保護計画の変更	○文言の訂正（死体→遺体、非常通信協議会→北海道地方非常通信協議会）	P.12 (ほか)
	○「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を国民保護にも適用できるよう再締結したことによる変更	P.16
	○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う文言の訂正（渡島支庁→渡島総合振興局）	P.30
組織機構改革に伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更	○組織機構改革に伴う部局名称の訂正	P.12 (ほか)
	○郵政民営化法等の施行に伴う国民保護法の一部改正に伴う訂正（日本郵政公社→郵便事業を営む者）	P.5
	○図や統計値の訂正およびそれに伴う文言の訂正	P.6 (ほか)
	○安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の一部改正に伴う文言の追加（郵便番号を含む）	P.21 (ほか)
	○災害対策基本法の改正に伴う文言の訂正（災害時要援護者→要配慮者）	P.24 (ほか)
	○所管省庁の変更（文部科学省・経済産業省→原子力規制委員会）	P.26
	○函館市地域防災計画の改訂に伴う文言訂正（代替施設の変更 東消防署→総合保健センター）	P.33
	○援護事務の移管に伴う変更（厚生労働大臣→内閣総理大臣）	P.55
	○学校教育法の一部改正に伴う国民保護法の一部改正に伴う訂正（特殊教育諸学校→特別支援学校）	P.59



# 函館市国民保護計画



函 館 市

沿革

平成19年 3月 作成

平成28年 8月 一部修正

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 函館市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	2
1 基本的人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	2
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
<b>第3章 市および関係機関の業務の大綱</b>	4
1 国民保護措置の全体の仕組み	4
2 行政機関の業務の大綱	4
3 公共機関の業務の大綱	5
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	6
1 地形	6
2 気候	6
3 人口分布	8
4 観光客入込数	9
5 道路の位置等	9
6 鉄道、空港、港湾の位置等	10
7 自衛隊施設等	10
8 本市に近接する施設等	10
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11

<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	<b>12</b>
<b>第1章 組織、体制の整備等</b>	12
<b>第1節 市における組織、体制の整備</b>	12
1 市の各部における平素の業務	12
2 市職員および消防団員の参集基準等	13
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	14
<b>第2節 関係機関との連携体制の整備</b>	15
1 基本的な考え方	15
2 道との連携	15
3 近接市町との連携	16
4 指定公共機関等との連携	16

5 ボランティア団体等に対する支援	17
第3節 通信の確保	17
1 非常通信体制の整備	17
2 非常通信体制の確保	18
第4節 情報収集、提供等の体制整備	18
1 基本的考え方	18
2 警報等の伝達に必要な準備	19
3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	20
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	21
第5節 研修および訓練	22
1 研修	22
2 訓練	22
第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1 避難に関する基本的事項	24
2 避難実施要領のパターンの作成	25
3 救援に関する基本的事項	25
4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等	25
5 避難施設の指定への協力	26
6 生活関連等施設の把握等	26
第3章 物資および資材の備蓄、整備	27
1 市における備蓄	27
2 市が管理する施設および設備の整備および点検等	28
第4章 国民保護に関する啓発	28
1 国民保護措置に関する啓発	28
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29

### **第3編 武力攻撃事態等への対処 29**

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	29
1 緊急本部の設置および初動措置	29
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
第2章 市対策本部の設置等	32
1 市対策本部の設置	32
2 通信の確保	38
第3章 関係機関相互の連携	39
1 国、道の対策本部および現地対策本部との連携	39
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40
4 他の市町村長等および道に対する応援の要求、事務の委託	40
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	41
6 市の行う応援等	41
7 ボランティア団体等に対する支援等	42
8 住民への協力要請	42

第4章 警報および避難の指示等	43
第1節 警報の伝達等	43
1 警報の内容の伝達等	43
2 警報の内容の伝達方法	43
3 緊急通報の伝達および通知	45
第2節 避難住民の誘導等	45
1 避難の指示の通知、伝達	45
2 避難実施要領の策定	46
3 避難住民の誘導	48
4 避難想定ごとの避難の留意点	51
第5章 救援	53
1 救援の実施および補助	53
2 関係機関との連携	54
3 救援の内容	55
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	59
5 救援の際の物資の売り渡し要請等	60
第6章 安否情報の収集・提供	61
1 安否情報システムの利用	61
2 安否情報の収集	61
3 道に対する報告	62
4 安否情報の照会に対する回答	62
5 日本赤十字社に対する協力	63
第7章 武力攻撃災害への対処	63
第1節 武力攻撃災害への対処	63
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2 武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2節 応急措置等	64
1 退避の指示	64
2 警戒区域の設定	66
3 応急公用負担等	67
4 消防に関する措置等	67
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	69
1 生活関連等施設の安全確保	69
2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除	70
第4節 N B C攻撃による災害への対処等	71
1 措置の実施	71
2 汚染原因に応じた対応	72
3 市長の権限	73
4 要員の安全の確保	74
第8章 被災情報の収集および報告	74
1 情報の収集	74
2 関係機関との連携	74

3 情報の報告	74
4 随時の収集、報告	74
第9章 保健衛生の確保その他の措置	74
1 保健衛生の確保	75
2 廃棄物の処理	75
第10章 国民生活の安定に関する措置	76
1 生活関連物資等の価格安定	76
2 避難住民等の生活安定等	76
3 生活基盤等の確保	77
第11章 特殊標章等の交付および管理	77
1 特殊標章等	77
2 特殊標章等の交付および管理	78
3 特殊標章等に係る普及啓発	78
<b>第4編 復旧等</b>	<b>79</b>
第1章 応急の復旧	79
1 基本的考え方	79
2 公共的施設の応急の復旧	79
第2章 武力攻撃災害の復旧	80
1 国における所要の法制の整備等	80
2 市が管理する施設および設備の復旧	80
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	80
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	80
2 損失補償および損害補償	80
3 総合調整および指示における損失の補てん	81
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<b>81</b>
1 緊急対処事態	81
2 緊急対処事態における警報の通知および伝達	81
<b>資料編</b>	<b>83</b>
1 函館市国民保護協議会委員名簿	83
2 函館市国民保護協議会条例	84
3 函館市国民保護対策本部および函館市緊急対処事態対策本部条例	85
4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	87
5 避難施設一覧	95
6 関係機関連絡先一覧	103

## 第1編 総論

### 第1章 函館市の責務、計画の位置づけ、構成等

◆以下のとおり、函館市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ

##### (1) 市の責務

市（市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）および道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

##### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

## 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問および知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

◆市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

市は、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも、国民を差別的に取り扱い、ならびに思想および良心の自由ならびに表現の自由を侵してはならない。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### **3 国民に対する情報提供**

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### **4 関係機関相互の連携協力の確保**

市は、国、道、近隣市町ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### **5 国民の協力**

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### **6 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施**

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### **7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重**

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

#### **※ 【外国人に対する国民保護措置】**

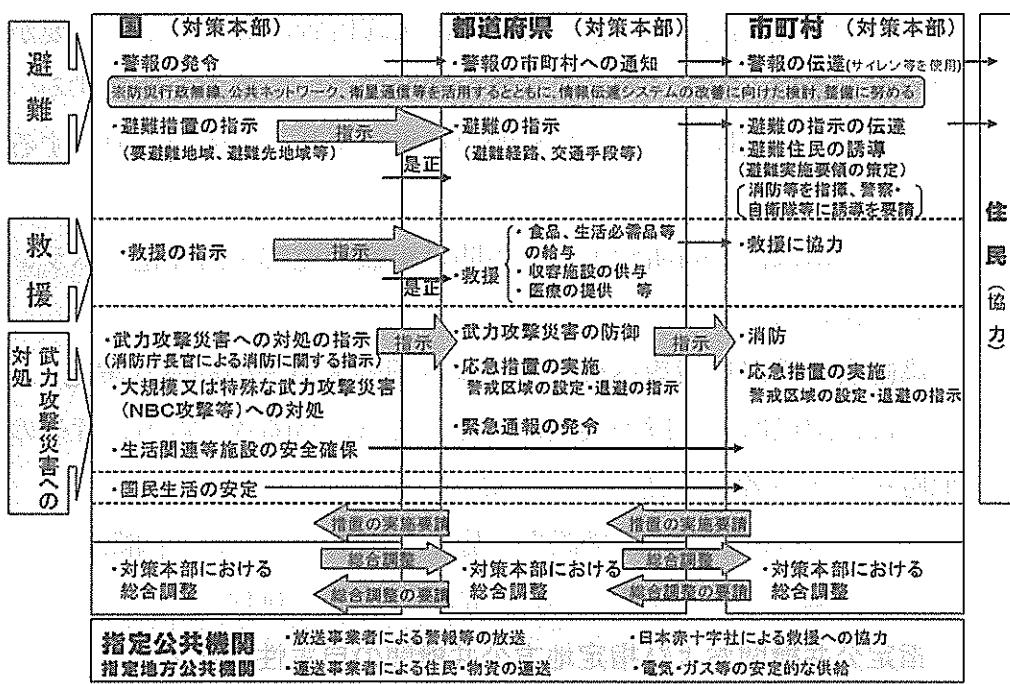
憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 市および関係機関の業務の大綱

◆市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 国民保護措置の全体の仕組み

##### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

#### 2 行政機関（市、道、市域を管轄する指定地方行政機関の組織）の業務の大綱

関係機関	業務
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織の整備、訓練、啓発</li> <li>○被災情報の収集・報告</li> <li>○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>○生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</li> </ul>
市 (市消防含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市國民保護計画の作成・変更</li> <li>○市國民保護協議会の設置・運営</li> <li>○市國民保護対策本部および市緊急対処事態対策本部の設置・運営</li> <li>○警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>○救援の実施、安否情報の収集・提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>○退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>○水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の國民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>○國民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>

関係機関	業務
道 (道警察含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道国民保護計画の作成・変更</li> <li>○道国民保護協議会の設置・運営</li> <li>○道国民保護対策本部および道緊急対処事態対策本部の設置・運営</li> <li>○警報の通知</li> <li>○住民等に対する避難の指示・解除、避難住民等の誘導に関する措置、道の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>○救援の実施、救援物資の売り渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集・提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>○武力攻撃災害の防除・軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>○生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>○交通規制の実施</li> <li>○國民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>
北海道財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体に対する災害融資</li> <li>○金融機関に対する緊急措置の要請</li> <li>○普通財産の無償貸付</li> <li>○被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立ち会い</li> </ul>
函館税関	○輸入物資の通関手続
北海道労働局	○被災者の雇用対策
北海道農政事務所	○武力攻撃災害対策用食糧・備蓄物資の確保
北海道森林管理局	○武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災時ににおける直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>○港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>○港湾施設の応急復旧</li> <li>○農業関連施設の応急復旧</li> </ul>
北海道運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運送事業者への連絡調整</li> <li>○運送施設・車両の安全保安</li> </ul>
東京航空局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>○航空機の航行の安全確保</li> </ul>
札幌管区気象台	○気象情報の把握・情報の提供
第一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶内に在る者に対する警報、避難措置の指示の伝達</li> <li>○海上における避難住民の誘導、秩序の維持、安全の確保</li> <li>○海上における警戒区域の設定、退避の指示</li> <li>○生活関連等施設の安全の確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>○海上における消火活動、被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ul>

### 3 公共機関（指定公共機関、指定地方公共機関）の業務の大綱

関係機関	業務
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○國民保護業務計画の作成・変更</li> <li>○組織の整備、訓練</li> <li>○被災情報の収集・報告</li> <li>○管理施設の応急復旧に関する措置の実施</li> <li>○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>○國民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>
放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難住民・緊急物資の運送</li> <li>○旅客・貨物の運送の確保</li> </ul>
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>○通信の確保、國民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱</li> </ul>
電気事業者	○電気の安定的な供給
ガス事業者	○ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	○郵便の確保
医療機関	○医療の確保
公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援への協力</li> <li>○外国人の安否情報の収集・整理・回答</li> </ul>
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</li> <li>○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>○金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>○各種措置に関する広報</li> </ul>

※「2 行政機関」、「3 公共機関」の連絡先は資料編6参照。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

◆市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、あらかじめ、市の地理的、社会的特徴等について確認するとともに、その特徴を十分考慮する。

### 1 地形

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置しており、総面積 677.86 km<sup>2</sup>となっている。

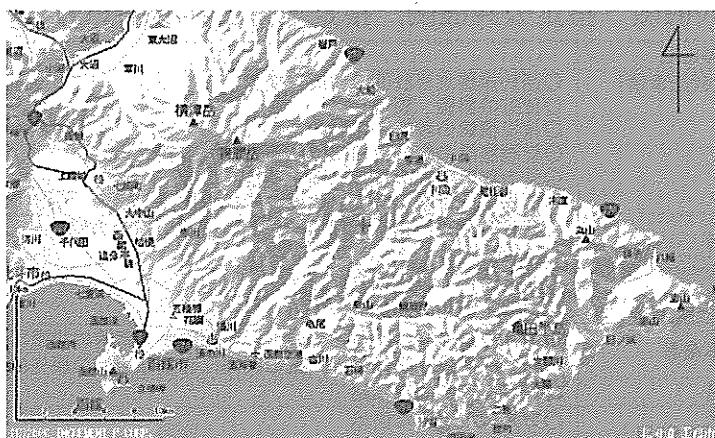
北西側を除くと、境界は全て海岸線であり、津軽海峡、太平洋、噴火湾に面し、津軽海峡を挟んで、青森県と向かい合い、青森県下北郡大間町と近接している。

北西側は、北斗市、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町と接している。

地形は、函館山、函館平野、平野部の北側、東側にある山岳地となっており、山岳地は、袴腰岳（1,108m）を最高峰に、南東方向に山並みが連なり、東端には、火山である恵山などがある。

函館湾沿いに北斗市に至る海岸線の背後地は標高が低く、一方、湯の川方面から国道278号沿いの鹿部町に至る海岸線では、山岳地を背後に急斜面があり、平坦地が少ない。

また、亀田川、常盤川、松倉川、汐泊川、原木川、尻岸内川、矢尻川、磯谷川などの2級河川がある。



### 2 気候

本市は、対馬暖流の影響を受けているため年間の寒暖の差は比較的小なく、北海道内で最も温暖な気候である。

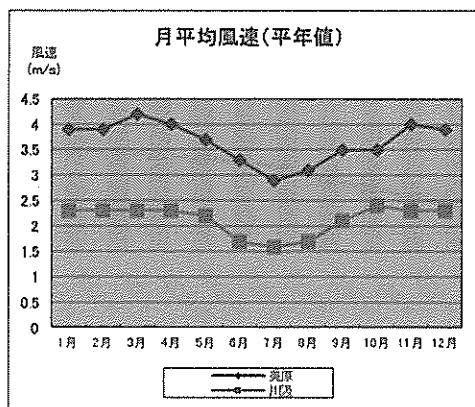
4月から5月は、日本海から低気圧や高気圧が交互に日本列島を通過し、天気は周期的に変化する。この期間の日照時間は多く、次第に暖かくなる。

6月から9月にかけて、オホーツク海高気圧の勢力が強いときは、冷湿な東風の影響で気温が低く、曇天が続くこともある。

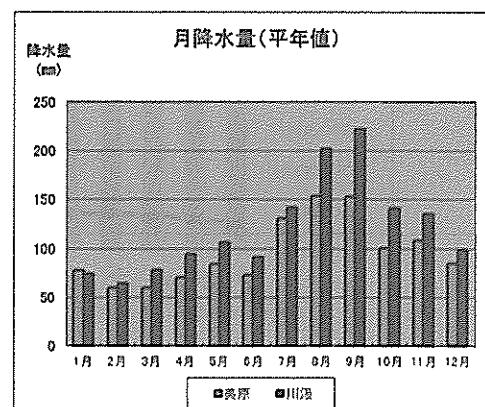
7月から8月は、北太平洋高気圧が北海道へ張り出し、夏型の気圧配置となって暑くなる。しかし、渡島半島が海に囲まれた海洋性気候であることから30℃を超える真夏日になることは少ない。

9月から10月は、低気圧と高気圧が交互に日本列島を通過し、天気は周期的に変化するが、勢力の強い高気圧が張り出すと晴天が続くこともある。また、秋雨前線と台風の影響で大雨となることもあり、9月の降水量は年間で最も多い。

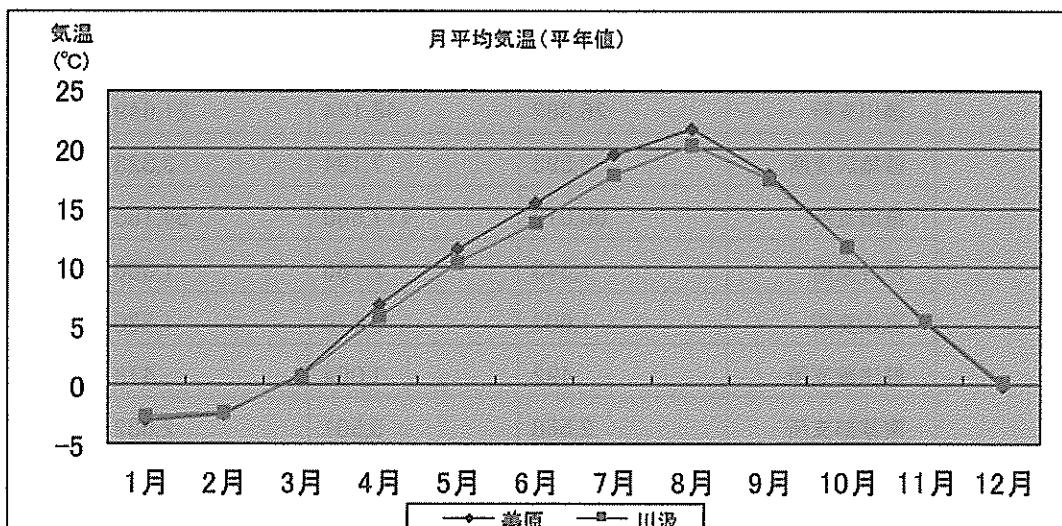
11月から3月は、冬型の気圧配置になることが多く、気温が下がり吹雪になることもある。しかし、駒ヶ岳から大千軒岳に至る山岳が季節風を遮るために、比較的晴れやすく降雪量は少ない。



統計期間 函館市美原：1981年～2010年  
川汲： 1981年～2010年



統計期間 函館市美原：1981年～2010年  
川汲： 1981年～2010年



統計期間 函館市美原：1981年～2010年  
川汲： 1981年～2010年

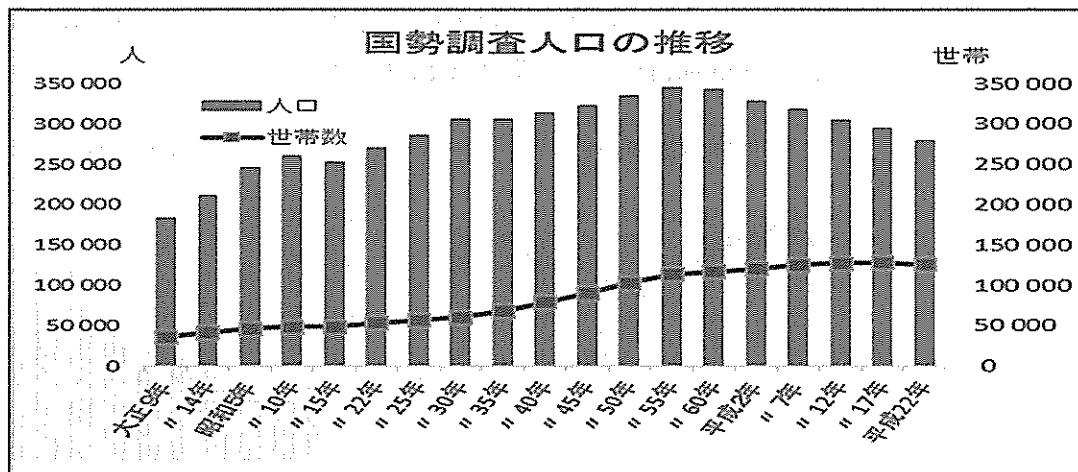
※観測地点や観測項目により統計開始年および統計期間が異なるため、平年値を比較する際は取り扱いに注意すること

### 3 人口分布

国勢調査の結果によれば、本市の人口は、昭和55年をピークに減少しているが、特に都心部の人口が大きく減少している一方、郊外部においては、増加してきている。

平成22年の国勢調査では、65歳以上の老人人口は全人口の27.5%を占め、増加している一方、15歳未満の年少人口は10.9%と減少しており、少子高齢化が一層進行してきている。

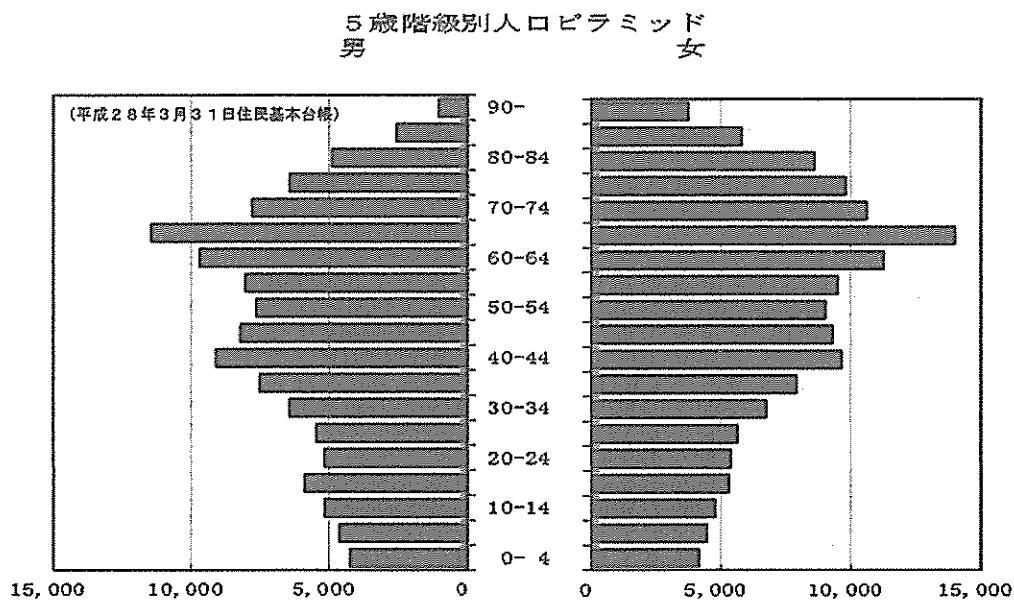
また、人口の多い町丁は、4,000人以上では、深堀町、富岡町2丁目、桔梗町、石川町、富岡町1丁目、亀田港町の順となっており、亀田支所管内に集中している。



管内別人口（平成28年3月31日住民基本台帳）

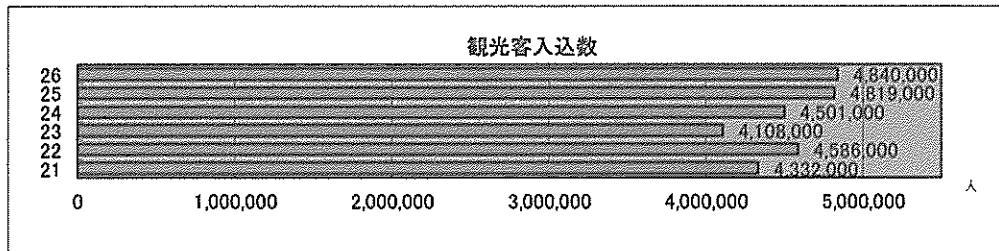
管内区分	世帯数	人口(人)		
		総数	男	女
本庁	47,218	81,425	36,257	45,168
湯川支所	26,382	48,124	21,649	26,475
錢龜沢支所	3,593	7,194	3,323	3,871
亀田支所	60,012	117,560	54,185	63,375
戸井支所	1,343	2,786	1,306	1,480
恵山支所	1,602	3,179	1,520	1,659
樅法華支所	492	1,004	473	531
南茅部支所	2,568	5,501	2,632	2,869
計	143,210	266,773	121,345	145,428
うち外国人	689	808	312	496

注) うち外国人の世帯については、外国人のみで構成する世帯と日本人と外国人で構成する世帯の合計



#### 4 観光客入込数

本市への観光客は平成23年度には、東日本大震災の影響で約410万人にまで落ち込みましたが、それ以降は増加傾向にあり、近年は480万人前後で推移している。



#### 5 道路の位置等

国道は函館駅から放射状に延びており、西には函館湾沿いに北斗市、木古内町に続く海岸線を通る228号、東には海岸線を通り、本市を周回しながら北上し鹿部町に続く278号、北には札幌市へと続く5号、北西には中山峠を越え厚沢部町、江差町に続く227号のほか、青森県と結ぶ279号、280号、338号がある。

道道では、主要道道として、中心市街地の東西を結ぶ函館上磯線（100号）と南北を結ぶ赤川函館線（347号）、鉄山町から日浦町へ至る函館恵山線（41号）、松風町から川汲町へ至る函館南茅部線（83号）、国道278号から函館空港に至る函館空港線（63号）があり、特に、函館上磯線は渋滞する路線となっている。

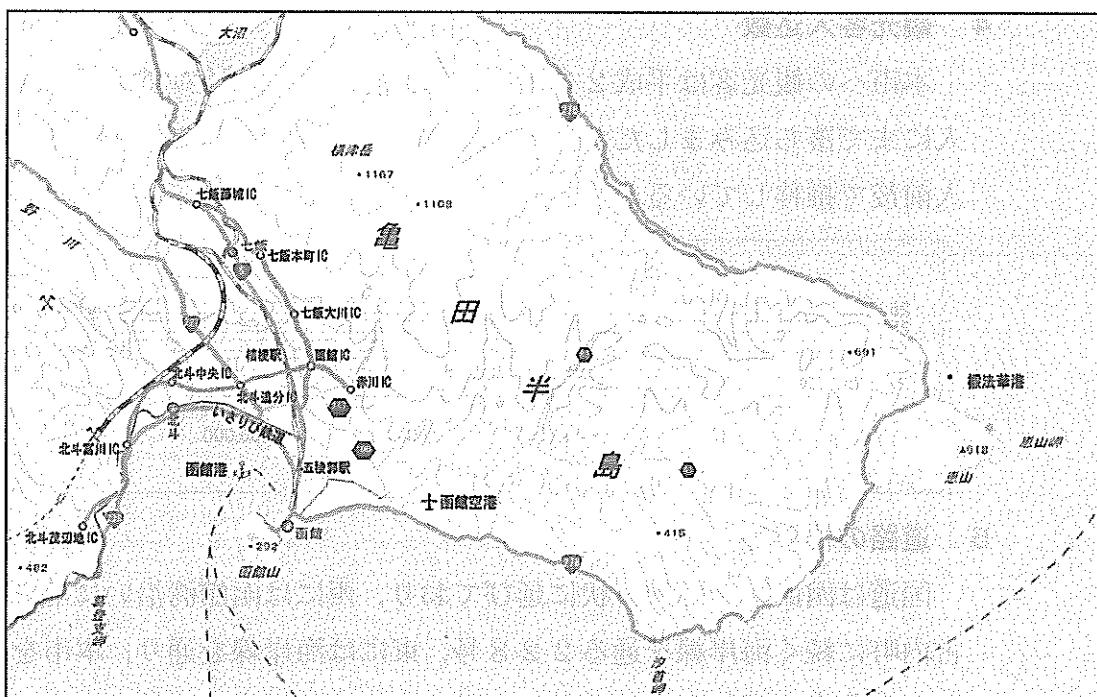
## 6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、北海道旅客鉄道（JR北海道）および道南いさりび鉄道（JR北海道）が運行しており、函館駅は4面8線の地上駅で、函館本線、道南いさりび鉄道線の列車が発着し、北は札幌市方面へ、南は木古内町方面へ続いている。

市内の駅は、函館駅のほか、五稜郭駅、桔梗駅がありいずれも函館本線区間にある。

空港は、中心市街地の東に、3,000m滑走路を有する函館空港があり、道内では丘珠空港、新千歳空港、奥尻空港、また、道外では東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港など、さらには、国際便として中国や台湾などとの定期便が就航している。

港湾は、函館湾に面する函館港と太平洋に面する樺太華港があり、函館港のけい留施設は水深4.5m～14.0m、樺太華港のけい留施設は水深2.0～4.0mである。



## 7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、広野町に陸上自衛隊函館駐屯地（第28普通科連隊）および自衛隊函館地方協力本部が所在している。

また、大町に海上自衛隊大湊地方隊函館基地が所在している。

## 8 本市に近接する施設等

本市には所在しないが、近接する重要な施設としては、北斗市七重浜に石油、高圧ガスの貯蔵施設があり、また、津軽海峡を挟んだ青森県下北郡

大間町では、原子力発電所の建設が進められており、最短距離で約23km南に位置している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

◆市国民保護計画においては、以下のとおり国の基本指針および道国民保護計画において想定されている、武力攻撃事態および緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

国の基本指針および道国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型の事態を対象とする。

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

なお、これらの4類型の特徴および特殊な対応が必要となるN B C攻撃（核兵器等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、国の基本指針および道国民保護計画に記述している。

### 2 緊急対処事態

緊急対処事態として、国の基本指針および道国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態例を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、

水源地に対する毒素等の混入

②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

なお、上記の事態例の特徴等については、国の基本指針および道国民保護計画に記述している。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織、体制の整備等

#### 第1節 市における組織、体制の整備

◆市は、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各部における平素の業務

市の各部は、次のとおり国民保護措置の準備に係る業務を行う。

部局名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"><li>○國民保護対策の総括</li><li>○市國民保護協議会の運営</li><li>○市國民保護計画の作成・変更</li><li>○物資・資材の備蓄</li><li>○自主防災組織の育成・支援</li><li>○國民保護に関する啓発</li><li>○國民保護に関する研修・訓練</li></ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア育成の環境整備（保健福祉部所管分）</li><li>○遺体処理・埋火葬体制の整備</li></ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"><li>○廃棄物・し尿の処理体制の整備</li></ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>○防疫対策の整備</li></ul>
経済部	<ul style="list-style-type: none"><li>○食糧等生活必需品等の調達体制の整備</li></ul>
観光部	<ul style="list-style-type: none"><li>○観光客の避難対策の整備</li></ul>
土木部	<ul style="list-style-type: none"><li>○応急措置のための資材の確保</li></ul>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"><li>○被災住宅応急修理体制の整備</li></ul>
病院局	<ul style="list-style-type: none"><li>○救護・医療体制の整備</li></ul>
企業局	<ul style="list-style-type: none"><li>○飲料水確保体制の整備</li><li>○応急措置のための資材の確保</li></ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"><li>○消火・救助体制の整備</li><li>○N.B.C攻撃対策用資機材の整備</li></ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○避難所運営体制の整備</li><li>○学用品給与体制の整備</li><li>○文化財保護対策の整備</li></ul>
その他の部	<ul style="list-style-type: none"><li>○関係団体・企業との連絡調整</li></ul>

## 2 市職員および消防団員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が、迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、本庁舎の当直、市消防本部等を通じて、速やかに市長および国民保護担当職員に連絡が取れる体制を確保する。

### (3) 市の体制および職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

レベル	体制	参集基準
1	警戒体制	総務部総務課職員
2	緊急本部体制	各部局において、対応のために必要な職員
3	市国民保護対策本部体制	全職員

【レベルの判断基準】

事態の状況	判断基準	レベル
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合	1
	多数の人を殺傷する行為の事実発生の情報等により各部局での対応が必要となった場合	2
事態認定後	対策本部 情報収集等の対応が必要な場合	1
	設置の通知なし 多数の人を殺傷する行為の事実発生の情報等により各部局での対応が必要となった場合	2
	対策本部設置の通知あり	3

### (4) 管理職職員等への連絡手段の確保

市の管理職職員および総務部総務課職員は、携帯電話を携行するなど、可能な方法により参集時の連絡手段を確保する。

### (5) 管理職職員等の参集が困難な場合の対応

市の管理職職員および総務部総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより、参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代理職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

### (6) 職員の所掌事務

市は、(3)のレベルごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を、対策部ごとに別に定める。

## (7) 防災体制の活用

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において機能が確保されるよう、防災に関する体制も活用しながら、交代要員の確保その他職員の配置、食料や可搬型発電機等の備蓄、自家発電設備の確保などを図るよう努める。

## (8) 消防団の充実、活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実、活性化を図る。

また、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市の参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 3 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
	不服申立てに関すること。（法第6条, 175条）
	訴訟に関すること。（法第6条, 175条）

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、

函館市文書編集保存規則（昭和62年規則第11号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

◆市は、以下のとおり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 道との連携

#### (1) 道の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき道の連絡先および担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

## (2) 道との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

## (3) 市国民保護計画の道への協議

市は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

## (4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町との連携

### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、市消防本部の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域

的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資および資材の供給ならびに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織および町会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知および自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図るよう努める。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

## 第3節 通信の確保

◆市は、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、

主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

## 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4節 情報収集、提供等の体制整備

◆市は、情報提供、警報の内容の通知や伝達、被災情報の収集や報告、安否情報の収集や整理等を行うための体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集、提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用、管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図るよう努める。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図るよう努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・國民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、國民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民および関係団体に伝達方法等が理解されるよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員、市社会福祉協議会などの福祉関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団および町内会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、指定公共機関および指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。さらに緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t），全

国瞬時警報システム（J－A L E R T），消防救急無線，防災行政無線等を中心に，総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

#### (3) 道警察との連携

市は，住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう，道警察との協力体制を構築する。

また，必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については，訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は，学校，病院，駅，空港，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用または居住する施設において，道から警報の内容の通知を受けたときに，市長が迅速に警報の内容の伝達を行うことができるような方法について，道との役割分担も含め検討する。

#### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は，道と連携して，民間事業者が，警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう，各種の取組みを推進する。

その際，先進的な事業者の取組みをPRすること等により，協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集，整理および提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類，収集および報告の様式

市は，避難住民および武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否情報に関して，武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法ならびに安否情報の照会および回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号および第2号により収集を行い，第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により，道に報告する。

## 【収集・報告すべき情報】

- |   |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民   |
| ① 氏名  |
| ② フリガナ  |
| ③ 出生の年月日  |
| ④ 男女の別  |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む）   |
| ⑥ 国籍  |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当   |
| ⑨ 負傷または疾病の状況  |
| ⑩ 現在の居所   |
| ⑪ 連絡先その他必要情報  |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望   |
| ⑬ 知人への回答の希望   |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意   |
| 2 死亡住民  |
| （上記①～⑦に加えて）   |
| ⑯ 死亡の日時、場所および状況   |
| ⑯ 遺体が安置されている場所  |
| ⑰ 連絡先その他必要情報  |
| ⑱ ①～⑦、⑯～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意  |

### （2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告および提供することができるよう、あらかじめ、情報の整理担当者および回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修、訓練を行う。

また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）の確認を行う。

### （3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集、報告に必要な準備

### （1）情報収集、連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理および知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

## (2) 担当者の育成

市は担当者に対し、情報収集・連絡の正確性を確保すること等、必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5節 研修および訓練

◆市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員および自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やインターネットによる国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)、総務省消防庁ホームページの e-ラーニング (<http://www.fdma.go.jp/>) 等も活用するなど、多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、道、自衛隊、海上保安庁および警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措

置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態および項目

訓練は、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市対策本部設置運営訓練
- ②警報、避難の指示等の内容の伝達訓練および被災情報、安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練および救援訓練

## (3) 訓練にあたっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②住民の避難誘導や救援等の訓練にあたっては、町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、町会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に

準じて、警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥市は、道警察と連携した避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

◆避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制など前述しているものを除く)

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備しておく。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪および閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 要配慮者への対策

市は、避難住民の誘導にあたっては高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市総務部・保健福祉部・子ども未来部を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるような体制を整備する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携、協力の関係を構築しておく。

##### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

#### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（道、道警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

#### 3 救援に関する基本的事項

##### (1) 道との調整

道が、救援の一部の事務を市が行うこととした場合や、市が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、市は、自ら行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

##### (2) 基礎的資料の準備等

市は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況または調達体制等の把握については特に留意する。

#### 4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少し、また、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道や船舶を活用した運送の実施体制について検討を行う。

##### (1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

市は、道が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送

施設に関する情報を共有する。

## (2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

また、道が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類および所管省庁】（道の担当部局は全て総務部危機対策局）

国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁
第 27 条	1号 発電所、変電所	経済産業省
	2号 ガス工作物	経済産業省
	3号 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号 鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号 電気通信事業用交換設備	総務省
	6号 放送用無線設備	総務省
	7号 水域施設、係留施設	国土交通省
	8号 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号 ダム	国土交通省・農林水産省
第 28 条	1号 危険物	総務省消防庁
	2号 毒劇物（毒物劇薬取締法）	厚生労働省
	3号 火薬類	経済産業省
	4号 高圧ガス	経済産業省
	5号 核燃料物質（汚染物質含む）	原子力規制委員会
	6号 核原料物質	原子力規制委員会
	7号 放射性同位元素（汚染物質含む）	原子力規制委員会
	8号 毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省

9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、自ら管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、道警察および海上保安部との連携を図る。

## 第3章 物資および資材の備蓄、整備

◆市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のことおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資および資材について、備蓄し、または調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国および道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

### (3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄、整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 市が管理する施設および設備の整備および点検等

### (1) 施設および設備の整備および点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設および設備について、整備し、または点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、的確かつ迅速に被害を復旧するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備、保存し、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

◆被害を最小限にするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

## 1 国民保護措置に関する啓発

### (1) 啓発の方法

市は、国および道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

また、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、日本赤十字社北海道支部、道、などとともに、傷病者の応急手当について、各種資料を活用しながら普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

◆多数の死傷者が発生する等の具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃事態等が疑われる場合の現場における初動的な被害への対処、攻撃の兆候に関する情報が提供された場合の対処など、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 緊急本部の設置および初動措置

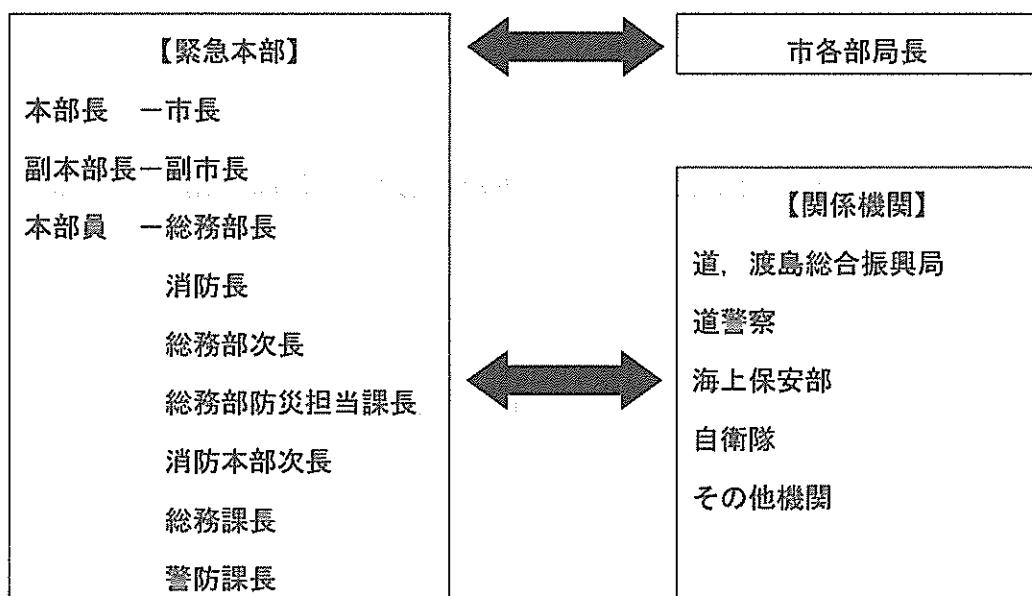
##### (1) 緊急本部の設置

①市職員が、住民からの通報、その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、もしくは事案の発生を目撃した場合は、直ちにその旨を上司および総務部総務課職員に報告するものとする。

また、市長は、この情報を速やかに、道および道警察に連絡するとともに、的確かつ迅速に対処するため、緊急本部を設置する。

「緊急本部」の組織体制は次のとおりとする。

緊急本部組織体制と関係機関



(収集した情報は相互に提供し、必要な場合は情報伝達員の派遣を要請する)

②緊急本部は、市消防本部および関係機関を通じて事案の情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急本部を設置した旨、道に連絡を行う。

この場合、緊急本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における市消防本部との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

市は、緊急本部において、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の市消防本部による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基

づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、道等から入手した情報を踏まえ必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

#### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処について、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

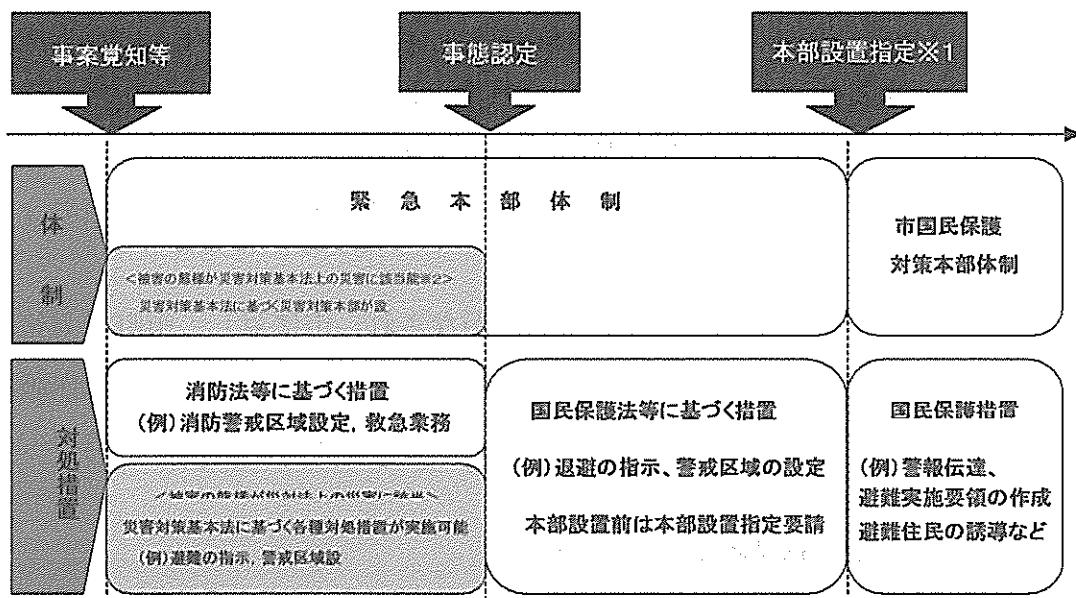
#### (4) 対策本部への移行に要する調整

緊急本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急本部は廃止する。

#### (5) 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等および緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われた場合には、災害対策本部を廃止するものとする。また、政府から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があり、市対策本部を設置したときは、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市の関係部局に対し周知徹底する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応

国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があつた場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市は、警戒体制を立ち上げ、または、緊急本部を設置する。

この場合、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信、連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

◆市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

##### ①市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および知事を通じて、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

## ②市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

## ③市対策本部員および総務部職員の参集

総務課の国民保護担当者は、市対策本部員、総務部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

## ④市対策本部の開設

総務部職員は、市本庁舎8階大会議室に市対策本部を開設するとともに、地域防災無線統制局、衛星系携帯電話の設置、必要な物品の配置等準備を開始する。

また、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市は、市対策本部を設置した旨市議会に報告する。

## ⑤防災体制の活用

市は、防災に関する体制も活用しながら、職員の配置を行うとともに、備蓄している食料や可搬型発電機などの準備等を行う。

## ⑥本部の代替機能の確保

市は、被災等により市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することができる。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

### 【予備施設】

第1順位ー市総合保健センター

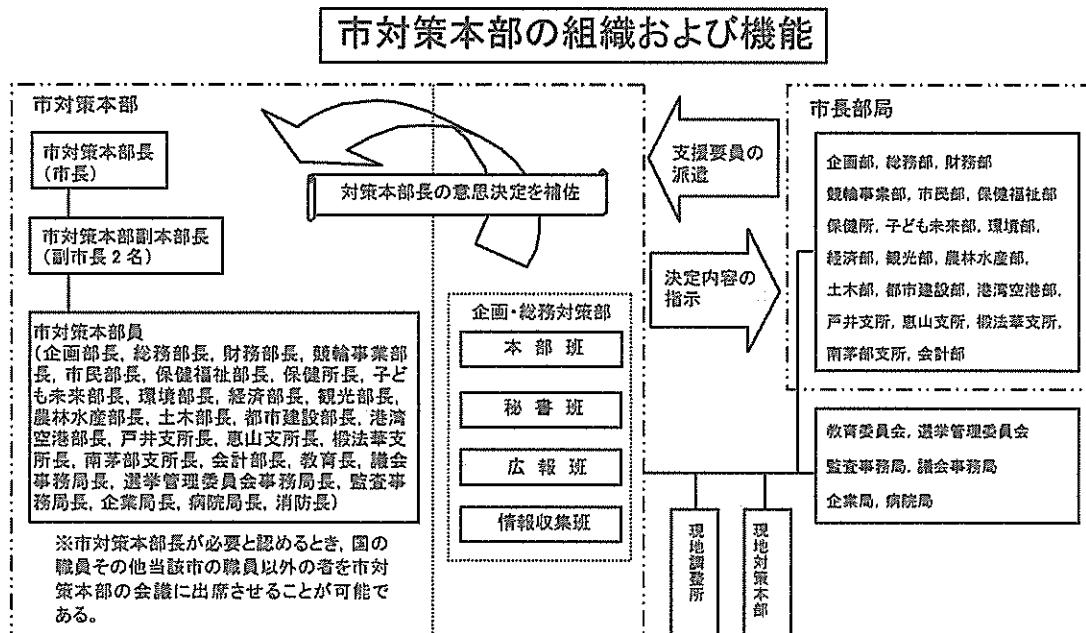
第2順位ー上記以外の市有施設

## (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定要請

市長は、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

### (3) 市対策本部の組織構成および機能

市対策本部の組織構成および各組織の機能は以下のとおりとする。



なお、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局は各対策部として措置を実施するものとする。

また、市対策本部には、各部局から支援要員を参集させ、円滑な連絡調整を図る。

**【武力攻撃事態における各部局の業務】**

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
企画対策部 (企画部)	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課、政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>記者会見に関するこ</li> <li>広報活動(緊急情報以外)に関するこ</li> </ul>
	情報収集班 (計画調整課長)	計画調整課、国際・地域交流課	政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関するこ
	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班、情報収集班以外の課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
総務対策部 (総務部)	本部班 (防災担当課長)	総務課、職員厚生課、文書法制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護措置の総括に関するこ</li> <li>緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関するこ</li> <li>國、道、関係機関への報告、連絡調整に関するこ</li> <li>被災情報、安否情報等の取りまとめに関するこ</li> <li>道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関するこ</li> <li>応援派遣要請に関するこ</li> <li>運送に関する公用車の配車に関するこ</li> <li>特殊標章の交付に関するこ</li> <li>その他</li> </ul>
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	本部長、副本部長の秘書業務に関するこ
	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班、秘書班以外の課	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課、財政課	公有財産の応急利用に関するこ
	財務避難誘導班 (調度課長)	管財班以外の課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (事業課長)	事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
市民対策部 (市民部)	市民対応班 (市民・男女共同 参画課長)	市民・男女共同参画課、 くらし安心課、湯川・錢 沢・亀田支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関するこ</li> <li>・安否情報の照会の受理と情報の提供に関するこ</li> </ul>
	市民避難誘導班 (國保年金課長)	住民対応班以外 の課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
保健福祉 対策部 (保健福祉部、 保健所、子ども 未来部) ※支所業務兼務者 は除く	福祉班 (管理課長)	管理課、地域福 祉課、指導監査 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の受取、配布に関するこ</li> <li>・生活必需品等の供与・貸与に関するこ</li> <li>・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関するこ</li> <li>・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関するこ</li> </ul>
	衛生班 (地域保健課長)	地域保健課、生活 衛生課、食肉検査 所、衛生試験所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関するこ</li> <li>・ペットの保護に関するこ</li> </ul>
	福祉住民支援班 (介護保険課長)	福祉、衛生、保 健住民支援班以 外の課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救護、相談に関するこ</li> <li>・要配慮者の支援に関するこ</li> </ul>
	保健住民支援班 (健康増進課長)	健康増進課、保健予 防課、母子保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救護、相談に関するこ</li> <li>・要配慮者の支援に関するこ</li> </ul>
環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	環境推進課(清掃事業課) 日出クリーンセンター、埋立処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿の処理、清掃に関するこ</li> </ul>
	環境避難誘導班 (環境総務課長)	清掃班以外の課 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
経済対策部 (経済部)	調達班 (経済企画課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関するこ</li> </ul>
観光対策部 (観光部)	観光班 (観光企画課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の避難誘導の実施に関するこ</li> </ul>
農水対策部 (農林水産部) ※農業委員会合む	輸送班 (水産課長)	企画調整課、水 産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業船舶の借上げ、海上輸送に関するこ</li> </ul>
	防疫班 (農務課長)	輸送班以外の課 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の救護、防疫に関するこ</li> <li>・死亡獣畜の処理に関するこ</li> </ul>
土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、施設管 理課、維持課、 公園河川整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関するこ</li> <li>・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関するこ</li> </ul>
	土木避難誘導班 (用地管理課長)	応急班以外の課 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅 課、建築行政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関するこ</li> <li>・市営住宅の応急措置に関するこ</li> <li>・仮設住宅の建設および入居者の選定に関するこ</li> </ul>
	建設避難誘導班 (まちづくり景観課長)	住宅班以外の課 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾、空港施設の応急措置に関するこ</li> <li>・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関するこ</li> </ul>
戸井対策部 (戸井支所)	戸井避難誘導班 (地域振興課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
般法華対策部 (般法華支所)	般法華避難誘導班 (地域振興課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>
会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有の現金、有価証券等の保管に関するこ</li> </ul>
教育対策部 (教育委員会)	避難所班 (管理課長)	文化財課、博物 館を除く生涯学 習部の全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設、運営、廃止、避難住民等の受け入れに関するこ</li> <li>・教育施設の応急措置に関するこ</li> <li>・応急給食の配給に関するこ</li> <li>・避難所自主運営組織の支援に関するこ</li> </ul>
	文教班 (学校教育課長)	学校教育部の全 課、生涯学習部 の文化財課、博物 館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救育の確保、教科書、学用品の給与に関するこ</li> <li>・文化財の保全対策に関するこ</li> </ul>
議会対策部 (議会事務局)	議会避難誘導班 (庶務課長)	全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関するこ</li> <li>・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関するこ</li> </ul>

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙避難誘導班 (選挙課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
監査対策部 (監査事務局)	監査避難誘導班 (監査課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
水道対策部 (企業局管理部、上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (管路整備室維持管理担当課長)	上下水道部の全課	・応急給水、緊急浄水処理、水質管理に関すること ・上下水道施設の応急措置に関すること ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関すること
	水道避難誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
交通対策部 (企業局交通部)	交通輸送班 (安全推進課長)	全課	・避難者の電車による運送に関すること ・電車施設の応急措置に関すること
病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関すること ・緊急医療チームの派遣に関すること
消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関すること ・消防団との連絡調整に関すること
	警防班 (警防課長)	警防課	・特殊作業を伴う救助等に関すること ・消防活動に必要な資材の確保および運送に関すること ・消防団の現場活動に関すること
	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関すること ・医療機関との連絡調整に関すること
	予防班 (予防課長)	予防課、指導課	・被害状況の調査に関すること ・危険物質等の安全確保に関すること
	通信班 (消防指令センター長)	消防指令センター	・無線統制、無線中継に関すること ・情報収集および伝達に関すること
	北管内消防救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火、救助、災害防除、避難誘導に関すること
	東管内消防救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火、救助、災害防除、避難誘導に関すること

#### 【市対策本部長等の代理者】

	第1優先	第2優先	第3優先
本部長【市長】	副市長(総務部担当)	副市長(総務部担当でない)	総務部長
副本部長 【副本部長(総務部担当)】	副市長1名が欠けた場合は、副本部長は1名体制	副市長が2名とも欠けた場合は総務部長	本部長が氏名する職員
副本部長 【副本部長(総務部担当でない)】			

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うことができるよう、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ①広報責任者の設置

住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### ②広報手段

広報紙、テレビ、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、

住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

### ③留意事項

- ・広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること
- ・市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと
- ・道と連携した広報体制を構築すること

### ④関係する報道機関

関係する報道機関名称連絡先は資料編6へ掲載する。

## (5) 市現地対策本部の設置

市長は、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、現場における関係機関（道、道警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

なお、関係機関により現地調整所が既に設置されている場合は職員を派遣する。

## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、各対策部に措置の指示をするとともに、次に掲げる権限を適切に行使する。

### ①市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

### ②道対策本部長に対する総合調整の要請等

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、道対策本部長に対して、道ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、国の対策本部長が、指定行政機関および指定公共

機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう、要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③情報の提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市域内の国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況についての報告または関係資料の提出を求める。

⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および知事を経由して、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、インターネット、臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置し、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、通信の輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の

通信統制等を行うなどの対策を講じるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

◆国、道、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国、道の対策本部および現地対策本部との連携

##### (1) 国、道の対策本部との連携

市は、道の対策本部および道を通じ国対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国、道の現地対策本部との連携

市は、国、道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道、国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

##### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

##### (2) 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、その機関の業務内容を踏まえ、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

### (1) 派遣要請の求めおよび連絡方法

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事への求めができない場合は、努めて函館地方協力本部長または当市の協議会委員たる陸上自衛隊第28普通科連隊長もしくは海上自衛隊函館基地隊司令を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。

### (2) 派遣部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）および知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部および現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の市町村長等および道に対する応援の要求、事務の委託

### (1) 他の市町村長等への応援の要求

①市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

②応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 道への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

①市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。また、事務の委託または委託事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行い、また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

### (2) 要請の方法およびあっせんの求め

市は、職員の派遣要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、職員派遣のあっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

①市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、道に届け出る。

## (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関して、自主防災組織や町会が協力するにあたっては、市は、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

ボランティア活動については、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市がその可否を判断する。この場合、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受け入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、保健衛生の確保などの措置を行うにあたって、必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第4章 警報および避難の指示等

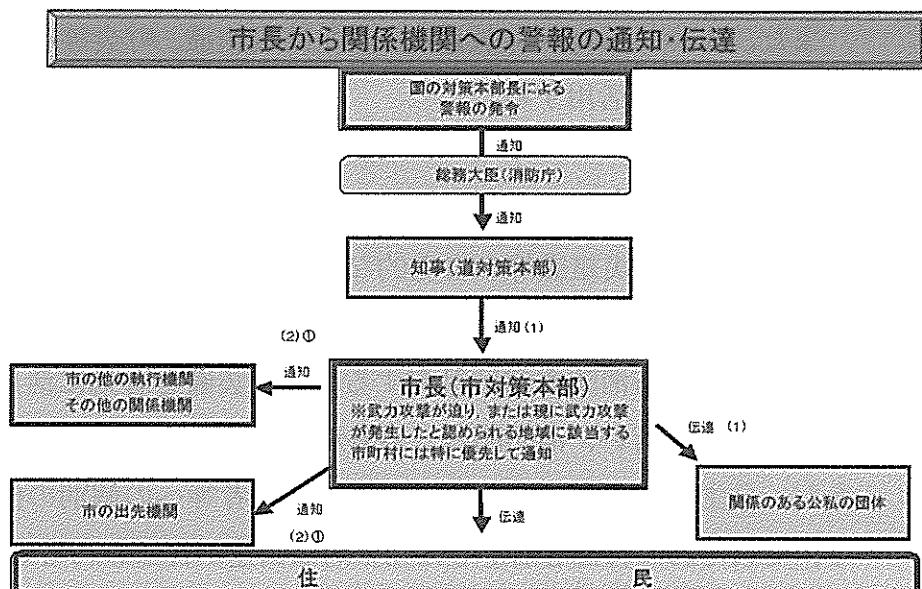
### 第1節 警報の伝達等

◆市は、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

市は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある公私の団体（消防団、町会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業共同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。



##### (2) 警報の内容の通知

- ①市は、市の他の執行機関その他の関係機関（各委員会事務局、公営企業など）に対し、警報の内容を通知する。
- ②市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

[\(<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp>\)](http://www.city.hakodate.hokkaido.jp)

#### 2 警報の内容の伝達方法

##### (1) 伝達方法

警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づ

き、原則として以下の要領により行う。

- ①「武力攻撃が迫り、または、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、原則として、防災行政無線のある地域についてはその無線で、防災行政無線のない地域については、市消防本部の車両、拡声器を有する市の公用車で国の定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ②「武力攻撃が迫り、または、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、FM コミュニティ放送局、自主防災組織、町会等への協力依頼など、他の方法も活用する。

#### (2) 体制の整備

市総務部は、各部局や市消防団の協力を得た広報活動を行うこと、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合、市消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行い、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員により、拡声機や標示を活用して警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市は、道警察と緊密な連携を図る。

#### (3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者、外国人等に対しては、特に配慮するものとし、具体的には、市総務部・保健福祉部ほか関係部局と連携し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

#### (4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態の双方において2の(1)と同様とするが、原則として、サイレンは使

用しないこととする。

### 3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達、通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

## 第2節 避難住民の誘導等

◆市は、避難の指示の住民等への通知、伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知、伝達

#### (1) 道への情報提供

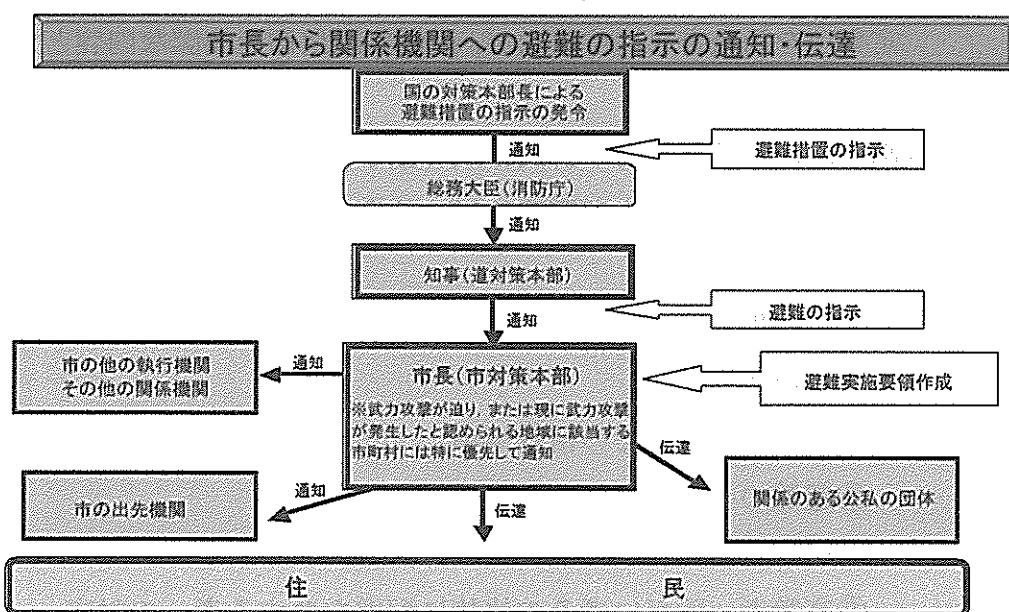
市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、迅速に道に情報提供する。

#### (2) 避難の指示の伝達

知事による避難の指示が行われた場合には、市長は、警報の内容の伝達方法に準じて、避難の指示の内容を、住民および関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

#### (3) 避難の指示の通知

市長は、警報に準じて、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 策定の方法

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた案を作成し、市の各部局、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

この場合、避難実施要領の通知、伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、または、事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容も修正する。

#### 【避難実施要領に定める法定事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 道計画における作成基準

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として、道計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

#### 【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ①要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所および集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段および避難の経路
- ⑦市町村職員、消防職員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品、服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

#### (3) 避難実施要領の策定の際ににおける留意事項

- 避難実施要領の策定に際しては、次の点に留意する。
- ①避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
  - ②事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
  - ③避難住民の概数把握
  - ④誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
  - ⑤輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合、道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
  - ⑥要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
  - ⑦避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
  - ⑧職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
  - ⑨関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
  - ⑩自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）および国の対策本部長からの

情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめること。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長、自衛隊の地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員（消防職員含む）、消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、原則として、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、市の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。このことは、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、投光器具、車のヘッドライト等の夜間照明を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 市消防本部および市消防団の活動

市消防本部は、消火活動および救助、救急活動の状況を勘案しつつ、

市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

市消防団は、消火活動および救助、救急活動について、市消防本部の指揮のもと自主防災組織、町会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員（消防職員含む）のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長、または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や町会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉事業者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ただし、ゲリラ、特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

#### (7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

#### (8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (9) 避難所等における安全確保等

- 市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

市は、市道等の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 4 避難想定ごとの避難の留意点

#### (1) 弹道ミサイル攻撃の場合

①実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

この場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、その他地下施設に避難する。

②避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容

となる。

③弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国または国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。したがって、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考えるものとする。

### (2) 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

### (3) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

①対策本部長の避難措置の指示および知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

②多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部および道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害がおよぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③避難実施要領の策定にあたっては、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

④避難に比較的時間に余裕がある場合は、一時避難場所までの移動の

後に、一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動をするといった手順が一般には考えられる。

⑤昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

⑥ゲリラ、特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

#### (4) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要であり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、道計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

## 第5章 救援

◆知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合の、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施および補助

### (1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容および当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- ①収容施設の供与
- ②食品、飲料水および生活必需品等の給与または貸与
- ③医療の提供および助産
- ④被災者の搜索および救出
- ⑤埋葬および火葬
- ⑥電話その他の通信設備の提供
- ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧学用品の給与
- ⑨遺体の搜索および処理
- ⑩武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

### (1) 道への要請等

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の都府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本

赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)に準じて行う。

#### (5) 近隣住民やボランティア等への協力要請

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行う必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等および避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、協力を要請する。

この場合、市長は、その要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）および道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度および基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して行う、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 救援の内容

市長は、1の(1)の通知があった場合において、次の①から⑩の事項のうち、救援の措置を実施することとされた期間、原則として現物支給により行う。

##### ①収容施設の供与

## ア 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設にあたっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合または長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与にあたっては、その用地の把握に努めるとともに、老人介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

## イ 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うにあたって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等およびその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、プライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

## ウ 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

### ②食品、飲料水および生活必需品等の給与または貸与

## ア 供給、調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水および被服、寝具等生活必需品等の調達、確保にあたっては、災害時における食品等の調達方

法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においても、これらの食品等が円滑に調達、確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

#### イ 給与または貸与の実施

給与または貸与を実施するにあたって、提供対象人数および世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

#### ウ 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

### ③医療の提供および助産

#### ア 医療活動を実施するための体制整備

武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からN B C攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、市消防本部と医療機関および医療機関相互の連絡、連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

#### イ 医療の提供および助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し派遣する。

また、避難住民等に対する医療の提供および助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努める。

救護班の緊急輸送については、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

#### ウ 医療活動の実施

自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、市域内の民

間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国および指定公共機関に被災地、避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

## エ 医薬品等の確保

医薬品等の不足が生じたときは、道に医薬品の確保について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

### ④被災者の搜索および救出

武力攻撃災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者の搜索および救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察等が中心となって行う搜索救出活動との連携を図る。

### ⑤埋葬および火葬

遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、道、道警察および他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、国民保護法第122条および国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。

以下「墓地埋葬法」という。)における埋葬および火葬の手続に係る特例(厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条および第14条の特例)が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手続に従い埋葬および火葬に関する事務を実施する。

### ⑥電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供にあたっては、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

### ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受

けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

#### ⑧学用品の給与

道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学校部生徒を含む。）および高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具および通学用品をいう。）を喪失または損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

#### ⑨遺体の捜索および処理

##### ア 遺体の捜索

遺体の捜索について、道警察、自衛隊および海上保安部と連携して実施する。

##### イ 遺体の処理

捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合または遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。

#### ⑩武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後または武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障および危険を与え、または与えると予想される場合ならびにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。

### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、

道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

## 5 救援の際の物資の売り渡し要請等

### (1) 救援の際の物資の売り渡し要請等

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続のもとに行う。

①救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売り渡しの要請

②収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者および占有者の同意が必要）

③特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入り検査

④医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所および期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

⑤特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求めおよび保管状況の立入り検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

⑥正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合、特定物資の収用

⑦正当な理由がないにもかかわらず、その所有者もしくは占有者が②の措置に応じない場合、またはその所有者もしくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者および占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

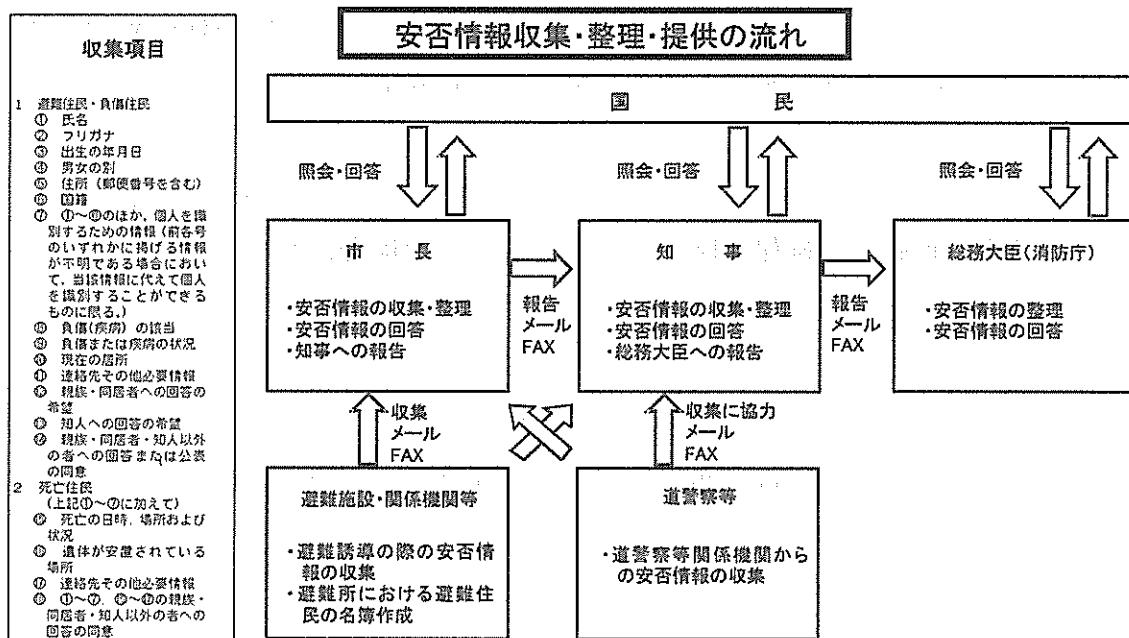
⑧正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が④に応じない場合、医療の指示

## (2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、または、医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

◆安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。(安否情報省令：資料編4参照)



## 1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

## 2 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市病院局、学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難住民または武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、この協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### 3 道に対する報告

市は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。

### 4 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

①市は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

③窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月

日および性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

- ①市は、被照会者の安否情報を保有および整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- ②市は、被照会者の同意があるとき、または公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③市は、安否情報の回答を行った場合には、回答の担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ①安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ②安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

この場合も、4の(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

# 第7章 武力攻撃災害への対処

## 第1節 武力攻撃災害への対処

◆武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

## 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を、市総務部を通じて市長に通報する。

### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2節 応急措置等

◆退避の指示や警戒区域の設定など、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 退避の指示

### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃が発生し、または発生するおそれある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合、必要により現地調整所を設けて関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。なお、既に関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

## (2) 屋内退避の指示

市長は、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が、何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等の情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると想定されるとき

## (3) 退避の指示に伴う措置等

①市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

②市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (4) 安全の確保等

①市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、道警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

②市の職員および消防団員が退避の指示の対象となる地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、

各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、独自の判断で一時的に立入りを制限するための警戒区域を設定する。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

①市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

②市長は、ロープ、標示板等で警戒区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、その区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

③警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、海上保安部と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等において関係機関と情報を共有し、緊急時の連絡体制を確保する。

④市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活

動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用
- ②武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市消防本部の活動

市消防本部は、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、職員、市消防団員の活動上の安全確保に配意しながら、その装備、資機材、人員、技能等を活用した消火活動および救助、救急活動等を行なって、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

市消防団は、市消防本部の指揮のもと、その保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

### (2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事または他の市町村長に対し、北海道広域消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (3) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、または、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成および施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、知事を通じ、または必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動および救助、救急活動の応援等を要請する。

#### (4) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合および消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、その応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (6) 医療機関との連携

市消防本部は、負傷者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (7) 安全の確保

①市長は、消火活動および救助、救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部および道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

②その際、必要により現地に職員を派遣し、道警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調

整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③市長が知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市消防本部は、武力攻撃の状況および予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供および支援を行う。

④市消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防本部の指揮のもと連携を図り、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤市長、消防長は、特に現場で活動する職員、市消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

◆生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設における市の対処について、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 市消防本部による支援

市消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合、必要に応じ、道警察、海上保安部長その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等による武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、避難住民の運送などの措置においてその危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部とで所要の調整を行う。

なお、危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置は次のとおりである。

#### ①対象

ア 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 「毒物および劇物取締法（昭和25年法律第303号）」第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を「毒物および劇物取締法」第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

#### ②措置

ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の②の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

### (3) 危険物質等に関するその他の対応

現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設が進められているが、市とこの原子力発電所の建設予定地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。

このため、必要に応じて、情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。

## 第4節 N B C攻撃による災害への対処等

◆国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、必要な事項については、以下のとおり定める。

### 1 措置の実施

#### (1) 応急措置

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、その方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、市対策本部において、道警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能

力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、または既存の現地調整所に職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、その情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 2 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および道との連携のもと、次の点に留意して措置を講ずる。

### (1) 核攻撃等の場合

- ・市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。
- ・措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
- ・市は、避難住民等（輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、スクリーニングの場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。
- ・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施および飲食物の摂取制限の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行うものとする。

### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、道警察等の関係機関と連携して、市保健所による消毒等の措置を行う。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。したがって生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市総務部は、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市保健所と

緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源および汚染地域への作業に協力することとする。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 3 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条第1項による措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限、禁止および廃棄を命ずること
2号	生活の用に供する水	管理者に対し使用、給水の制限または禁止を命ずること
3号	遺体	移動を制限、禁止すること
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄すること
5号	建物	立入りを制限、禁止および封鎖すること
6号	場所	交通を制限、遮断すること

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、その措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、遺体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

#### 4 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害の状況等の情報を、現地調整所や道から積極的に収集するよう努め、その情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第8章 被災情報の収集および報告

◆被災情報の収集および報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 情報の収集

市は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。

#### 2 関係機関との連携

市は、情報収集にあたっては、道警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に市消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

#### 3 情報の報告

市は、道および消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

#### 4 隨時の収集、報告

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時間に道に対して報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道および消防庁に報告する。

### 第9章 保健衛生の確保その他の措置

◆保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

### (4) 飲料水衛生確保対策

①市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

②市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援のための要請を行う。

### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を道と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

①市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、

環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

②市は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

①市は、地域防災計画および震災廃棄物処理計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

②市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村からの応援等の要請を行う。

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

◆国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売り惜しみを防止するために道等の関係機関が実施する措置に協力する。

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

## (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに市税(延滞金を含む)の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (2) 公共的施設の適切な管理

市は、市が管理する道路および港湾施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付および管理

◆ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等

特殊標章等により識別されることによって、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）の規定により、武力攻撃から保護されるものである。

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

### (身分証明書のひな型)



(日本工業規格A7(横ア4ミリオーナル、縦10ミリミリオーナル)

## 2 特殊標章等の交付および管理

市長、消防長は、「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」および「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

### (1) 市長による交付

- ・市の職員（市消防本部職員を除く。）で国民保護措置の職務を行うもの
- ・消防団長および消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置の業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 消防長による交付

- ・市消防本部職員で国民保護措置の職務を行うものもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道およびその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等、赤十字

標章等の意義およびその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

◆応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設および設備の緊急点検等

市は、安全の確保をしたうえでその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 道に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) ライフライン施設

市は、管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 道路、港湾施設

市は、管理する道路、港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

◆武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

### 2 市が管理する施設および設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

◆国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償および損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

## (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## 3 総合調整および指示における損失の補てん

市は、道の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第5編 緊急対処事態への対処

## 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知および伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

## 2 緊急対処事態における警報の通知および伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害またはその影響のおよぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知、伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容の通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関、ならびに、市域に所在する施設の管理者等に対し通知および伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知および伝達に準じて、

これを行う。

資料編

1 函館市国民保護協議会委員名簿

区分	役職名
会長	函館市長
委員	国土交通省北海道開発局函館開発建設部長
委員	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長
委員	国土交通省東京航空局函館空港事務所空港長
委員	海上保安庁第一管区海上保安本部函館海上保安部長
委員	気象庁札幌管区気象台函館地方気象台長
委員	財務省北海道財務局函館財務事務所長
委員	農林水産省北海道農政事務所函館支局長（地方参事官）
委員	防衛省陸上自衛隊第28普通科連隊長
委員	防衛省海上自衛隊函館基地隊司令
委員	北海道渡島総合振興局長
委員	北海道渡島総合振興局副局長
委員	北海道渡島総合振興局東部森林室長
委員	北海道函館方面函館中央警察署長
委員	北海道函館方面函館西警察署長
委員	函館市副市長
委員	函館市副市長
委員	函館市教育委員会教育長
委員	函館市消防長
委員	函館市総務部長
委員	函館市戸井支所長
委員	函館市恵山支所長
委員	函館市概法華支所長
委員	函館市南茅部支所長
委員	日本郵便株式会社函館中央郵便局長
委員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社取締役函館支社長
委員	日本通運株式会社函館支店長
委員	北海道電力株式会社函館支店長
委員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長
委員	日本銀行函館支店長
委員	日本赤十字社北海道支部函館市地区幹事
委員	公益社団法人函館市医師会副会長
委員	北海道放送株式会社函館放送局長
委員	札幌テレビ放送株式会社函館放送局長
委員	北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長
委員	一般社団法人函館歯科医師会長
委員	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事
委員	北日本海運株式会社代表取締役社長
委員	共栄運輸株式会社代表取締役社長
委員	津軽海峡フェリー株式会社代表取締役社長
委員	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長
委員	函館商工会議所総務課長
委員	函館市町会連合会長
委員	社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事
委員	函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか次長
委員	函館市消防団連合消防団長
委員	函館市女性会議会長

## 2 函館市国民保護協議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、函館市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の定数および専門委員の任期)

第2条 協議会の委員の定数は、47人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

### (補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。〔次のように略〕

### 3 函館市国民保護対策本部および函館市緊急対処事態対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、函館市国民保護対策本部（以下「本部」という。）および函館市緊急対処事態対策本部に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、前項の本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本

部長が指名する。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、函館市緊急対処事態対策本部について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

##### (安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

##### (安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

##### (安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した

書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるもの提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他 の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

## 様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年月日	
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む）		
⑥ 国籍	日本	その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況		
⑨ 遺体が安置されている場所		
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない	
※ 備考		

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			統柄

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は、直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

### 安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時分

市町村名

担当者名

①氏名 フリガナ	②	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要事項 希望	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	⑮備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 安否情報照会書

総務大臣  
 (都道府県知事) 殿  
 (市町村長)

年 月 日

申請者

住所(居所)

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③その他( )
備 考		
被た 照め 会に 者必 を要 特な 定事 す項 る	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 種 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他( )
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記入願います。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 安否情報回答書

年　月　日

殿

総務大臣  
 (都道府県知事)  
 (市町村長)

年　月　日　付で照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本　その他( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。



一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人員(人)
19	万年橋小学校	函館市吉川町6-22	42-0861	校舎 3,376 体育館 956 グラウンド 4,670	1,688 478 2,335
20	八幡小学校	函館市八幡町15-30	41-5245	校舎 5,600 体育館 1,000 グラウンド 4,043	2,800 500 2,022
21	港小学校	函館市港町1丁目22-1	41-5855	校舎 5,797 体育館 1,018 グラウンド 9,820	2,899 509 4,910
22	港中学校	函館市港町2丁目10-1	41-5790	校舎 4,439 体育館 1,200 グラウンド 9,221	2,220 600 4,611
23	中島小学校	函館市中島町30-5	52-1437	校舎 3,587 体育館 1,062 グラウンド 5,156	1,794 531 2,578
24	千代ヶ岱小学校	函館市千代台町10-7	51-3061	校舎 4,283 体育館 872 グラウンド 4,000	2,142 436 2,000
25	凌雲中学校	函館市千代台町22-19	51-5248	校舎 6,176 体育館 1,248 グラウンド 7,525	3,088 624 3,763
26	高盛小学校	函館市高盛町17-1	52-5168	校舎 6,093 体育館 1,035 グラウンド 2,000	3,047 518 1,000
27	光成中学校	函館市高盛町32-2	51-5131	校舎 3,162 体育館 1,173 グラウンド 5,445	1,581 587 2,723
28	的場中学校	函館市的場町12-7	52-5108	校舎 6,245 体育館 1,267 グラウンド 14,670	3,123 634 7,335
29	千代田小学校	函館市梁川町23-4	52-2518	校舎 3,640 体育館 1,004 グラウンド 5,022	1,820 502 2,511
30	柏野小学校	函館市松陰町5-10	51-3877	校舎 5,392 体育館 952 グラウンド 5,453	2,696 476 2,727
31	金堀小学校	函館市金堀町3-1	51-1023	校舎 4,679 体育館 1,044 グラウンド 9,866	2,340 522 4,933
32	深掘小学校	函館市深掘町14-2	53-7822	校舎 4,186 体育館 829 グラウンド 8,621	2,093 415 4,311
33	深掘中学校	函館市深掘町28-1	52-2682	校舎 5,960 体育館 947 グラウンド 13,922	2,980 474 6,961
34	駒場小学校	函館市駒場町1-6	52-2364	校舎 5,100 体育館 998 グラウンド 14,915	2,550 499 7,458
35	湯川中学校	函館市湯川町2丁目41-1	59-2008	校舎 6,232 体育館 1,136 グラウンド 8,709	3,116 568 4,355
36	湯川小学校	函館市湯川町3丁目42-1	57-1759	校舎 5,790 体育館 798 グラウンド 7,200	2,895 399 3,600
37	戸倉中学校	函館市戸倉町26-1	59-2141	校舎 5,085 体育館 1,028 グラウンド 12,500	2,543 514 6,250





一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人員(人)
76	古部埋蔵文化財保管庫	函館市古部町235-3	なし	体育館 355	178
77	もと木直小学校	函館市木直町991	63-2563	校舎 1,560 体育館 560 グラウンド 4,426	780 280 2,213
78	尾札部中学校	函館市尾札部町2023	63-2762	校舎 4,450 体育館 808 グラウンド 19,059	2,225 404 9,530
79	磨光小学校	函館市尾札部町1609-1	63-2561	校舎 3,629 体育館 1,329 グラウンド 8,789	1,815 665 4,395
80	臼尻小学校	函館市臼尻町595	25-3059	校舎 2,406 体育館 586 グラウンド 10,411	1,203 293 5,206
81	臼尻中学校	函館市豊崎町205	25-3281	校舎 2,413 体育館 733 グラウンド 16,572	1,207 367 8,286
82	大船小学校	函館市大船町24	25-3161	校舎 1,526 体育館 570 グラウンド 5,357	763 285 2,679
83	磯谷体育館	函館市岩戸町214	なし	体育館 531	266
84	北海道立道南四季の杜公園	函館市亀田中野町199-2	34-3888	屋内 997 園地 88,220	499 44,110
85	道の駅「なとわ・えさん」	函館市日ノ浜町31-2	85-4010	道の駅 713	357
86	函館公園	函館市青柳町17	22-7255	園地 47,878	23,939
87	大森公園	函館市大森町33	なし	園地 35,600	17,800
88	新川公園	函館市上新川町18	なし	園地 11,789	5,895
89	万年橋公園	函館市北浜町1	なし	園地 12,506	6,253
90	大川公園	函館市大川町10	なし	園地 17,300	8,650
91	八幡公園	函館市八幡町3	なし	園地 2,968	1,484
92	港公園	函館市港町1丁目18	なし	園地 3,743	1,872
93	亀田港児童公園	函館市亀田港町8	なし	園地 1,491	746
94	千代台公園	函館市千代台町22	なし	園地 139,975	69,988
95	梁川公園	函館市梁川町24	なし	園地 18,335	9,168

一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人員(人)
96	鮫川公園	函館市湯川町1丁目35	なし	園地 3, 536	1, 768
97	坂の上公園	函館市湯川町2丁目33	なし	園地 5, 384	2, 692
98	根崎公園	函館市湯川町3丁目6ほか	なし	園地 76, 901	38, 451
99	見晴公園	函館市見晴町56	57-7210	園地 461, 146	230, 573
100	日吉公園	函館市日吉町4丁目8	なし	園地 10, 650	5, 325
101	旭岡公園	函館市西旭岡町2丁目38	なし	園地 20, 562	10, 281
102	白石公園	函館市白石町202	58-4880	園地 73, 448	36, 724
103	本通公園	函館市本通2丁目35	なし	園地 20, 772	10, 386
104	富岡中央公園	函館市富岡町1丁目64	なし	園地 5, 093	2, 547
105	昭和公園	函館市昭和町20-6	40-6322	園地 64, 063	32, 032
106	西桔梗公園	函館市西桔梗町587-2	なし	園地 18, 850	9, 425
107	石川公園	函館市石川町5-65	なし	園地 24, 581	12, 291
108	南茅部運動広場	函館市川汲町1657	25-5967	園地 36, 859	18, 430
109	函館市企業局	函館市末広町5-14	27-8711	庁舎 8, 264	4, 132
110	東川児童館	函館市東川町11-12	23-1497	児童館 291	146
111	はこだて幼稚園	函館市千歳町15-5	22-4735	園舎 785 園庭 665	393 333
112	勤労者総合福祉センター	函館市大森町2-14	23-2556	屋内 3, 846	1, 923
113	公立はこだて未来大学	函館市亀田中野町116-2	34-6448	校舎 26, 839 グラウンド56, 190	13, 420 28, 095
114	亀田福祉センター	函館市美原1丁目26-12	42-7023	屋内 2, 323	1, 162
115	戸井総合学習センター	函館市浜町308-1	82-3111	屋内 1, 725	863

一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人員(人)
116	恵山市民センター	函館市柏野町 117-209	85-2800	屋内 772	386
117	銚子会館	函館市銚子町46-2	なし	会館 280	140
118	榎法華総合センター	函館市新浜町156-1	86-2451	屋内 1,444	722
119	南茅部総合センター	函館市川汲町 1520-4	25-3789	屋内 669	335
120	南茅部スポーツセンター	函館市臼尻町 604-1	25-5039	屋内 1,317	659
121	臼尻会館	函館市臼尻町 234-1	25-3779	会館 432	216
122	緑の島	函館市大町15	23-6468	園地 80,000	40,000
123	北海道教育大学教育学部函館校球技場	函館市白鳥町4	なし	グラウンド18,158	9,079
124	北海道大学水産学部グラウンド	函館市亀田港町57	なし	グラウンド22,380	11,190
125	函館競輪場駐車場	函館市金堀町10-8	なし	駐車場 14,000	7,000
126	市民の森	函館市上湯川町 327-1	59-2435	園地 163,619	81,810
127	空港緑地高松ふれあい広場	函館市高松町105	なし	園地 14,167	7,084
128	空港緑地志海苔ふれあい広場	函館市志海苔町 298-1	なし	園地 52,144	26,072
129	東山墓園	函館市東山町114	51-3283	墓園 81,729	40,865
130	史跡四稜郭	函館市陣川町59	なし	園地 24,540	12,270
131	北海道教育大学附属函館中学校グラウンド	函館市美原3丁目 48-6	なし	グラウンド10,587	5,294
132	西桔梗中央緑地	函館市西桔梗町 589-53	なし	園地 7,203	3,602
133	西桔梗西緑地	函館市西桔梗町 589-65	なし	園地 7,860	3,930
134	旧町民の庭	函館市川汲町 1520-4	なし	園庭 5,881	2,941
135	総合福祉センター	函館市若松町33-6	22-6262	屋内 8,662	4,331

一連番号	施設名	所 在 地	電話番号	面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人員(人)
136	青年センター	函館市千代台町27-5	51-3390	屋 内 2,725	1,363
137	市民会館	函館市湯川町1丁目32-1	57-3111	屋 内 7,277	3,639

## 6 関係機関連絡先一覧

関係機関連絡先（北海道、北海道警察含む）

機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	ファックス
渡島総合振興局	地域政策課	函館市美原4丁目6番16号	47-9430	47-9203
函館建設管理部	事業室事業課	" 美原1丁目47番8号	45-6500	45-6560
渡島総合振興局保健環境部保健行政室	企画総務課	" 美原4丁目6番16号	47-9524	47-9219
渡島教育局	企画総務課	" 美原4丁目6番16号	47-9583	47-9216
渡島総合振興局東部森林室	管理課管理係	" 柳町14番24号	51-4611	56-6719
北海道警察函館方面本部	警備課災害係	" 五稜郭町15番5号	31-0110	56-1449
北海道警察函館中央警察署	警備課警備係	" 五稜郭町15番5号	54-0110	54-0110
北海道警察函館西警察署	警備課警備係	" 海岸町11番27号	42-0110	42-0110

関係機関連絡先（指定地方行政機関）

機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	ファックス
北海道総合通信局	総務部総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線 617	011-709-2481
北海道財務局函館財務事務所	総務課総務係	函館市新川町25番18号	23-8445	23-5839
函館税關	総務課総務係第一係	" 海岸町24番4号	40-4213	43-4696
北海道労働局函館労働基準監督署	業務課	" 新川町25番18号	23-1276	23-9147
北海道農政事務所函館支局	地方参事官室	" 新川町25番18号	26-7800	26-7744
北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	" 駒場町2番13号	51-8110	51-8908
渡島森林管理署	総務グループ	八雲町出雲町13番地	0137-63-2141	0137-62-2961
檜山森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162番28	0139-64-3201	0139-67-2749
北海道開発局 函館開発建設部	防災対策官付 防災係	函館市大川町1番27号	42-7111 内線 449	40-1059
北海道経済産業局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線 505	011-709-1778
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	函館市西桔梗町555番24	49-8862	49-1042
東京航空局函館空港事務所	総務課	" 高松町511番地	57-1737	59-4745
函館地方気象台	業務課防災気象官	" 美原3丁目4番4号	46-2211	46-3117
函館海上保安部	警備救難課救難係	" 海岸町24番4号	42-4313	44-2379
函館航空基地	専門官	" 赤坂町65番地の1	35-2006	58-3515
陸上自衛隊第28普通科連隊	第1科	" 広野町6番18号	51-9171	51-9171
海上自衛隊函館基地隊	警備科	" 大町10番3号	23-4241	27-9806

関係機関連絡先（指定公共機関、指定地方公共機関）

機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	ファックス
日本放送協会函館放送局	放送センター企画	函館市千歳町 13 番 1 号	23-3784	23-4713
北海道放送株式会社函館放送局	局次長	" 梁川町 9 番 5 号	55-8121	55-6615
札幌テレビ放送株式会社函館放送局	局長	" 美原 1 丁目 48 番 5 号	42-7277	42-4175
北海道テレビ放送株式会社函館支社		" 本町 7 番 18 号	55-9700	55-9745
北海道文化放送株式会社函館支社		" 五稜郭町 1 番 14 号	55-9690	55-8870
株式会社テレビ北海道		札幌市中央区大通東 6 丁目	23-3232 函館放送専用	27-5557 函館放送専用
函館山ロープウェイ株式会社FMいるか	次長	函館市元町 18 番 11 号	27-3700	23-3100
北海道旅客鉄道株式会社函館支社	企画（総務）	" 若松町 12 番 5 号	23-3359	26-6540
日本貨物鉄道（株） 北海道支社函館営業支店	函館貨物駅	" 港町 1 丁目 35 番地	42-5224	45-5980
日本通運株式会社函館支店	総務	" 若松町 14 番 10 号	23-8811	27-1182
(社)函館地区トラック協会	総務課	" 西桔梗町 555 番地 32	49-1777	49-1659
北日本海運株式会社	総務担当	" 浅野町 5 番 22 号	42-7890	42-0180
共栄運輸株式会社		" 海岸町 22 番 5 号	42-4121	42-4120
津軽海峡フェリー株式会社		" 港町 3 丁目 19 番 2 号	43-4545	-
(社)函館地区バス協会	事務局次長	" 高盛町 10 番 1 号	51-3136	55-8254
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店	総括担当	" 東雲町 14 番 8 号	21-2011	24-2342
北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループ	" 千歳町 25 番 15 号	22-4111	22-2516
北海道ガス株式会社函館支店	保安センター	" 万代町 8 番 1 号	42-3817	43-4907
郵政事業株式会社函館支店	業務企画室	" 新川町 1 番 6 号	22-9126	26-3582
郵便局株式会社函館中央郵便局	総務担当	" 新川町 1 番 6 号	22-9159	27-3657
" 函館北郵便局	総務担当	" 美原 2 丁目 13 番 21 号	46-0216	46-7862
" 函館東郵便局	総務担当	" 湯川 2 丁目 9 番 1 号	59-4241	59-5915
函館市医師会	総務課	" 湯川町 3 丁目 38 番 45 号	36-0001	36-0007
函館歯科医師会		" 大手町 3 番 3 号	23-3650	23-4765
函館薬剤師会		" 大手町 3 番 3 号	23-3650	23-4765
日本赤十字社北海道支部 函館市地区	函館市保健福祉部 管理課社会担当	" 東雲町 4 番 13 号	21-3255	26-4090
日本銀行函館支店	総務課	" 東雲町 14 番 1 号	27-1161	24-2015

関係機関連絡先（近隣市町）

機関名	災害担当課、係名	住所	電話	ファックス
北斗市	総務部総務課 交通防災管財係	北斗市中央1丁目3番10号	73-3111 内線212	73-6970
七飯町	総務部総務管財課 防災車両係	七飯町本町6丁目1番1号	65-5797	66-2054
鹿部町	総務・防災課	鹿部町宇宮浜299番地	01372-7-2111	01372-7-3086

